

とう 闘 華

発行:ユニオン東京合同
発行人:佐藤陽治
東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301 期気付
TEL&FAX 03-3262-4440
メール info@union-tg.org
ブログ http://blog.union-tg.org/
ホームページ http://www.union-tg.org/
郵便振替 00110-8-120661

3月30日、労働審判が行われた！

みなさん、こんにちは。教育と探求社分会です。私たちは、昨年2月宮地社長が行った全社員に対する解雇（悪質な退職強要）の撤回と謝罪、未払い給与と未払い残業代の支払い等を求め、解雇攻撃を受けた全社員10名一丸となって組合を結成し、闘っています。

そうしたなかで会社は、組合と分会員それぞれを被告にした民事裁判と、労働者10人をまとめて地位不存確認を求める労働審判の両方の申し立てを行ってきました。

3月30日に労働審判の一回目がありましたので、その報告をします。そもそも労働審判とは、「解雇や給料の不払など、事業主と個々の労働者との間の労働関係に関するトラブルを、そのトラブルの実情に即し、迅速、適正かつ実効的に解決すること」を本来の目的としていると聞いています。そして、労働審判は労働者のためのものと一般的にされていますが、今回の労働審判は私たち労働者が申し立てられています。



つまり、今回の労働審判は事業主が労働者を労働審判で訴える図式となっており、さらにいえば、私たちは個々に闘っているのではなく、労働組合を結成して闘っています。ところが、会社は10人の労働者をまとめて労働審判に申し立てました。ですから、そもそも労働審判にはふさわしくない不適切な案件なのです。

裁判所に行くのは社会見学で行ったことはありますが、まさか自分たちが当事者となって行くことになるとは、思ってもみなかったことでした。労働審判は通常の裁判に比べ、短い期間で終わるとは聞いていました。しかし、労働審判一回目に行って感じたことは、思っていた以上に裁判所は強引なやり方をするとところだな、とい

うことです。

労働審判官は、ややこしいところには突っ込まず、話をなるべくシンプルにして、「両者和解」だけに力を費やしていました。最初、労働審判官は私たち分会員にそれぞれ聞きたいと、昨年12月13日の退職届を提出した時の様子を一人ずつ詳しくヒアリングしてきました。退職届が合意だったのか、合意ではなかったのか、さらに言えば、脅迫されて出されたのかどうかという点のみに争点を集中させていました。

それぞれへの質疑応答が終わり、労働審判官から、「みなさんが給料未払いでも一生懸命働いてきたことに対して、仕事への熱意や教育に貢献しようという思いに敬意を表したい」としながら、「裁判所として退職届について有効であると認めざるを得ない」ことを伝えられました。「契約というのは一度結ぶと、よっぽどのことではないと無効であるとはできない。皆さんが受けた脅迫も、銃や凶器のような暴力による脅迫とまでは言えない。退職届けを書いた状況によると、一人で書いたりして、無理やり脅さ

れて書かされたという状況ではない。だから、裁判所としては2月13日での合意退職であるという判断をした」ということでした。

そのうえで、労働審判官は「ただ、状況的にみなさんはとても怖い思いをしたし、会社は各自に確認もせずに退職のやり取りに不備があったことなので、会社側のやり取りに不備があったことで、みなさんが不快な思いや恐怖を感じたことに対して、会社が遺憾の意を表するというのを会社に求めるよう打診してみるが、どうか」と私たちに提案してきました。

しかし、退職届のみに焦点を絞り、何とか和解（調停）に持って行こうという労働審判官の案は、私たちとしては到底納得できません。組合内での議論が必要だとし、次回に回答することにしました。

労働審判制度の特徴

労働審判制度は「2001年から（労働局、労働委員会などが行う）あっせん制度が始まりましたが、あっせんには強制力がないため、労使関係がこじれると役に立たないという問題がありました。労働審判制度は、こうした背景を踏まえて、裁判所で迅速・適正かつ実効的に労働紛争を解決する制度として2006年4月からスタートしました」とされています。しかし、労使紛争に直面した労働者に役に立つものとして活用、運営されなければ意味がありません。この制度は労働委員会と違い、事業主も労働審判の申し立てができることから明らかなように非常に問題のある制度です。

以下のような点が特徴です。

3回以内の審理で決着

労働審判は、原則3回以内の審理で終了します。最初に申立書が提出されると1回目の期日が指定され、相手方はその期日までに答弁書を提出します。

まず1回目で争点や証拠の整理が行われ、2回目で補充や証拠調べが行われ基本的に主張立証が終了します。この間に調停による解決の見込みがあれば、調停が試みられます。そして、3回目は調停へ向けた当事者への説得作業が中心となり、調停が成立しなかった場合は「労働審判」（通常訴訟の判決）が出されます。3回の審理で決着するため、最初の申立書と答弁書は書面で提出されますが、その後は原則として口頭でやり取りすることになっています。

裁判上の和解と同じ効力が発生

審理の途中で調停が成立するか、労働審判が出て2週間以内に異議を申し立てないと労働審判が確定します。労働審判が確定すると、裁判上の和解と同じ効力（強制執行が可能）が発生します。

異議のある場合は訴訟に移行

労働審判に異議が申し立てられると労働審判は無効になって、自動的に通常の訴訟に移行します。

柔軟な審判が可能

裁判での判決は白か黒かの判断しかありません。労働審判では、当事者の実情に応じた審判によって、訴訟よりも柔軟な解決が図られます。

出頭義務あり

労働審判では出頭が強制され、拒否した場合は罰金が科されます。

非公開

手続は非公開で行われます。



労働審判が行われている東京地方裁判所

ガサ国賠シリーズ その4

「現場での反撃がガサ国賠の勝利の基礎」

いよいよ連休後に訴状提出という段階に入った。弁護団体制も確立した。武内更一弁護士を主任に、井堀哲弁護士、山本志都弁護士の3人体制である。武内・井堀両弁護士は先行する動労千葉ガサ国賠の代理人弁護士である。山本弁護士も法大弾圧弁護団に加わり大奮闘している強力な弁護士である。

力強い3人の弁護士でガサ国賠を強固に闘える条件が整った。だが、あらためてこのガサ国賠の勝利のためには、不当捜索を受けた5労組が全組合員に不当・不法なガサ国賠に団結して立ち向かうことが不可欠である。

昨年の10月7日、本件ガサ国賠に立ち上がるキッカケとなった捜索に組合としてどう立ち向かったか、あらためて問われることになった。5労組のこの時点での反弾圧の基本的な心構えをもう一度検証してみよう。

まず第一に、ガサ令状をカサにかけて押し入ってくる公安警察を、室内に入らせる前に、その令状をコピー、ないしは書き写させると断固として要求することだ。

違法を承知で「公安警察」は令状をチラッと見せるだけで、この要求には決して応じようとしなさい。だからといって「やり得」を決して許さない気迫をもって対抗する。

具体的には以下の4点である。

「被疑者」「被疑事件」をしっかりアタマに入れる。

令状を発布した裁判官の氏名、所属裁判所は絶対にアタマに叩き込む。

「捜索の対象」の要点をすばやく記憶する。

「捜索の期間」をつかむ。

ちなみに本件ガサのあった「10月7日」は捜索できる期間の最終日であった。立会人になった組合員は、その視界に隠れて押収しようとする公安警察を摘発し、押収効果を狙った無断の写真撮影をさせないことが重要である。

「被疑事件」と関係ない物を押収しようとする時は、その都度「令状を見せろ」と食い下がる。実際、その迫力で何度も見せざるをえない事態を勝ち取った経験がある。

「押収目録交付書」には丹念に目を通す。押収品がなかったら「捜索証明書」を絶対に出させる。

以上が現場での対応である。

以降の対応については次号で。

育成会分会から

3月7日 国際婦人デーに参加

国際婦人デーは毎年、世界的に取り組まれている集会です。今年は、特に「安全・保安で闘おう」「1047名解雇撤回で闘おう」を掲げた闘いをアピールする集会になりました。

埼玉県にあるジェコー行田分会の報告では、長期にわたって夜勤専門で働いてきた労働者の体調が悪くなって仕事を休む必要が出てきたら解雇され、現在裁判で闘っているという報告などがありました。

男女均等法により、女性の夜勤もできるようにされましたが、製造業などへの女性の夜勤体制がいかに過酷なものか、またこのようなことが過去にあって女性の深夜勤務を禁止してきた労働法を逆転・緩和したことで、被害者が続出するというこの問題を感じました。

3月24日 全日本育成会評議員会で情宣



3月24日は、東京都障害者福祉会館で全日本育成会の評議員会がありました。評議員会は、全国(和歌山を除く)46

都道府県と9政令指定都市育成会から62名が評議員になっています。ほかにも監事3名も参加しました。

今回の評議員会情宣は、拡声器・演説・横断幕・シュプレがなくて、おいおい、育成会分会闘争らしさが微塵もない?..ってくらいの構えでしたが、育成会分会闘争の画期をなす闘争となりました。

監事あてに職員から3本の措置請求書が出されていますが解答期限が過ぎても回答はありません。そうしたなかで評議員会の当日は、朝から監事のひとりが事務所にきて悠々と日経新聞を読んでいましたが、10時前に副島理事長とふたりで出かけました。ところが評議員会場には、副島理事長と監事3人が1台のタクシーでやってきました。タクシーから降りるところへすかさずピラを渡し、この4人にピラが手渡されました。これで、この情宣の闘いの半分くらいの成果はあったといってもいいくらいです。会場敷地への4つの入り口をおさえて、しっかり三役と評議員の

大半に手渡しました。

今回は接近戦でピラもこれまではない工夫をしました。評議員に読ませて少しでも心を動かさせるものにしたつもりです。そうしたピラを作ったこと、情宣参加者が今回の情宣と意図を理解して、組合と地域の団結で評議員会に迫ったことで、全日本育成会の運動的変質と労働者弾圧が一体のものであり労働者弾圧の加担をやめるように評議員たちに訴え、経営法曹弁護士などの「防壁」を打ち破りあるいは潜り抜け、理事長の傲慢さを打砕いて、「30万人」会員と結合して、障害者と労働者の団結した地平で労働者弾圧をくつがえす方向性での闘いが前進しました。

3月25日 「10南部春季集会」で発言

3月25日は、東京の南部地区の争議団などの集まりである、「南部地区労働者交流会」の「10 南部春季集会」に佐藤委員長と児島組員が参加しました。品川臨職や各争議団の報告が行われる中、佐藤委員長と児島組員はユニオン東京合同のブリタニカ闘争の民事裁判控訴審傍聴、社前情宣の呼びかけや、育成会分会の闘いで児島雇い止め解雇を阻止したことを報告する発言を行いました。

弁護士懲戒請求関係の報告

育成会分会の使用者側についている伊藤弁護士の所属する第一東京弁護士会は、ユニオン東京合同の佐藤委員長が2009年3月16日に出した伊藤弁護士懲戒請求に対し、2010年2月4日付で却下の決定を出してきました。しかし、この却下決定の内容はひどいものです。

1点目。伊藤弁護士の答弁書を丸のみしたものになっています。訴えた佐藤請求人の詳しい意見を聞いていないのです。

2点目。児島組員の労災療養している病名を「腰椎症」と関係書類のどこにも書いてない病名を「捏造」して、書いているのです。

こんないい加減な決定を下す第一東京弁護士会とその関係者は弁護士失格です。「異議のある場合は、60日以内に日弁連に異議申し立てができる」とありましたので、佐藤委員長は2010年3月29日付で、「異議申出書」(20ページ)を提出しました。さらに意見書を追加で出します。

3.12銀座局死亡事故弾劾 だんけつ集会をかちとる

3月12日、「銀座局での死亡事故弾劾 / 民営化で殺されてたまるか3・12集会」は50人を越す労働者が参加し開かれた。郵政の仲間が司会を行い「民営化された郵政職場で労働者の命が奪われた。労働組合が問われている」と訴え、事故について詳細に報告した。



昨年12月14日、日本郵便銀座支店で電動けん引車を扱っていた特殊郵便課の労働者が、業務用エレベーター

の2階ドアから1階に転落し、死亡するという事故が起こった。現場では「事故は本人の責任ではない」「当局に責任を取らせる」と怒りの声があがっている。しかし、当局は「調査中」として労働者に謝罪も満足な説明も行っていない。この事故は郵便事業会社が「経費削減」のために労働者を削減して安全対策を怠ったために起きた事故だ。さらにこのような事故を引き起こす職場にしたのは、全く聞かないばかりか、当局と一体になり現場の声を圧殺してきたJP労組幹部だ。

同じ職場の青年労働者は、「昼休みがとれなく、2時間超勤は当たり前。終業時間に終われない。人が減らされたためだ。しかし、反動課長と闘うなかで職場の雰囲気は変わった」と語った。さらに同じ局の仲間は「反動課長の追放、裏切り支部長の打倒、JP EX子会社化粉碎の三つの課題で闘いを始めた。空想主義者と言われたが、三つとも実現した」と訴えた。

動労千葉・清水執行委員が特別報告を行い「本日から第3波スト。JR当局は、検査修繕外注化を阻んできた動労千葉の弱体化を狙っているが、JR東労組の内部からも青年が声を上げ始めた。郵政も国鉄も同じだと思った。ともに闘いましょう」と連帯アピール。

ユニオン東京合同育成会分会から岡庭分会長と児島組員が参加し「児島解雇を阻止した。職場の安全を守るために闘う」と発言。日通中野の仲間、北部の医療労働者、全学連から連帯の発言のあと、主催者からの「3・20イラク反戦世界一斉デモに参加しよう」との行動提起をうけ、集会は活気に溢れて終了した。

第14回学習会報告

テーマ「派遣切りを合法化する 労政審答申」

ユニオン東京合同は、昨年1年間の研鑽を重ねた学習会の蓄積のうえで、今年は闘う労働組合・労働者との団結・交流を深めながら、闘う武器を磨いていくことを志向している。そこで、偶数月は経営法曹弁護士との闘いのケーススタディにあて、奇数月は闘う労働組合のさまざまな蓄積や教訓の共有をはかるというコンセプトで学習会を構想している。

しかし3月に関しては、労働者派遣法の改悪が進行しているなかで、きちんと何がどう改悪されようとしているのかを学習しておきたい、という声があがったので、時にはキチンとした「勉強会」を持とうとした。講師を依頼した東部ユニオンの小泉さんは、東部ユニオンJ R千葉鉄道サービス分会の結成まぢかという熱い報告を後半にしてくれたので、奇数月学習会のコンセプトにふさわしい話もしっかり聞いた。

まず今回の学習会テーマは、「労働者派遣法の改悪を許すな」ということである。3月19日、この学習会の日に労働者派遣法についての閣議決定があり、文字通りタイムリーな企画となった。

小泉さんが基調を提起

小泉講師は、「長妻厚生労働大臣は2月17日に厚生労働大臣の諮問機関である『労働政策審議会』に労働者派遣法『改正案』の要綱を諮問した。これに先立つ昨年の12月28日、労働政策審議会が労働者派遣法の改正の答申を出した。今回の閣議決定された法案はこの答申に踏まえたもの。登録型派遣、製造業派遣の『原則禁止』どころか、横行する派遣切りを合法化し追認するものでしかないということ。改正や、規制ではなく、改悪そのものであることをはっきりさせたい。」と切りだして、以下、答申のポイントについて具体的に論点を展開した。

第一に、「常用雇用の労働者派遣」を例外としていること。第二に、登録型派遣は、専門26業務は「雇用の

安定等の観点から問題が少ない」として例外としているが、派遣先から中途解除された場合、登録型派遣では9割が失職している。第三に、日雇い派遣についても「2か月以内の期間を定めて雇用する労働者については、労働者派遣を禁止することが適当である」と記されているが、これは2か月とプラス1日の雇用期間なら日雇い派遣も合法ということになる。第四に、禁止業務や制限期間を超えた受け入れ、偽装請負などがあった場合、「派遣先は、派遣労働者に対して、派遣元の労働条件と同一内容の労働契約を申し込んだものとみなす」として、派遣先の正社員との格差をつけられ、しかも派遣元の労働契約は過半は有期契約なのだから、期間工、有期契約社員にしかねない。しかも、この措置が適用されるのは、派遣先が違法と知って派遣を受け入れていた場合に限られ、行政の勧告に従わない場合の罰則はない。第五に、登録型派遣については最長5年、製造業派遣についても3年間の「猶予期間」を設けている。

そもそも非正規雇用とはどういう問題を抱えているのか。非正規とは 短時間性、有期性、間接雇用性の一つまたは複数の組み合わせによっている。「通常の労働者以上に長時間(3000時間以上にわたって)働く複合就労労働者がいる。複数の事業所(場合によつたら5~6か所にも及ぶ)をかけもちで働くが、一つひとつの労働契約が週20時間以下である場合には、雇用保険も健康保険も適用対象外となる。長時間労働の原因は、低賃金であり、女性パートタイム労働者の平均時給で、複数の育ち盛りの子供を育てるのに支給される生活保護給付(生活扶助・医療扶助・教育扶助・住宅扶助・その他の扶助)水準を得ようとすれば、3000時間をはるかに超える労働をしなければならない。複合パート就労の最大の問題は、生きるために死ぬほど働かなければならないという低賃金にあり、つまり非正規雇用労働が労働者を殺し、病気に追い込んでいるのだ。

新自由主義の世界的蔓延がもたらした結果として、日本でも非正規雇用労働者は結婚もできず、子どももつくることできないという状況にある。非正規労働

者のみならず、正規雇用労働者の青年労働者も過労死や自殺、精神疾患においこまれている。職場の『安全』はずたずたにされている。日本におけるこの攻撃の起点が国鉄（＝今のJR）分割・民営化攻撃だった。これに抗して闘ってきたのが『国鉄 1047 名の解雇撤回闘争』だ。1047 名闘争と職場に根ざす国鉄（JR）労働者の闘いが、NTTのようなパターンの分割民営化攻撃を阻んできた。いまJR資本は検査修繕の全面外注化攻撃をかけ、1047 名闘争解体攻撃をかけてきている。この攻撃との闘いは、『9割非正規化』攻撃とのたたかいであり、資本主義の究極的合理化攻撃との闘いだ。労働者派遣法撤廃、非正規職撤廃の闘いは、資本主義社会のあり方を問い直すものだ。非正規化攻撃との根本と闘うことと、国鉄 1047 名の解雇撤回闘争とは一体で、この両方の闘いが必要だ。明日の3・20イラク反戦7周年闘争に全力決起し、国際連帯の闘いを爆発させましょう。」と前半の講演を締めくくった。

JR千葉鉄道サービス分会の報告

後半は、3月27日に結成された東部ユニオン・JR千葉鉄道サービス分会の話が紹介された。JR資本は、車両や駅の清掃を外注し、JRの労働者の追い出し先として位置づけ、JRを追い出された労働者がJR千葉鉄道サービスになどの外注先に雇用され、そこにいる労働者が玉突き解雇される。正規・非正規の労働者の団結が問われる」というポイントが語られた。



ユニオン東京合同では、非正規労働者の解雇阻止の

正規労働者ストライキがこの春闘でも闘われたこともあって、議論が沸き、活発な学習会となった。なお、この学習会のために多目に作ったリーフレットは、3・20、4・3、4・4の集会場で好評を博し、完売となった。

4・3合同・一般労組首都圏集会が開かれました

4月3日に京橋区民館にて首都圏の合同労組が集会を開いた。これはこの間の闘いが広がる中、合同労組が注目されるが合同労組側が情報を共有していないことが問題になってきていたため、まずはざっくばらんに話そうということで開催された。参加したのは都内の合同労組、さいたま、神奈川、千葉、群馬などから11労組約60名が結集した。

基調報告は東京東部ユニオンの小泉さんが「国労1047名闘争がここにきて和解案を飲ませ、



なんとしても政治決着させたいとたたみみ込んできている。解雇撤回の全国運動という方針が出された。解雇反対、安全保安、反戦の普通の労組がやることを普通にすただけだ」と発言。

その後、問題提起としてなんぶユニオンワークフロンティア分会から今までも集会に出て感じるが自分たちの闘いのためにもネットワークが必要だ、と発言があった。

続いてユニオン東京合同から今、合同労組への攻撃で顕著に見られる経営法曹弁護士との闘いで情報共有が必要になっていることが問題提起された。「ユニオン東京合同が3分会の争議を闘う中で、弁護士が主導する手法があることがわかった。このことは闘う労組には必ず経営法曹弁護士が出てくるということだ。なぜなら争議が金になるからだ。どこからか、かぎつけ経営者の首根っこを抑え、経営者の当事者性をなくし、弁護士が経営者になりすます。労使関係をただの『契約』関係に変質させ、解雇も『契約終了』と言い換える。教育と探求社分会に対して、会社は組合員一人一人を相手に地位不承認確認を争う労働審判を起こした。個別労使関係の紛争解決としながらこのような攻撃を

仕掛けてくる。これまで経験のない手法だと驚いて対応に手間取ることもありうるが、経営法曹弁護士の手法をあらかじめ知っていれば有効な闘い方がある。だから全国の労組は団結してこれからは『反経営法曹ネットワーク』を組んで労使関係をめっちゃくちゃにする経営法曹弁護士をやっつけよう！・・』と呼びかけた。

さいたまユニオンは「行田地域を中心に派遣労働者が多いショーワとジェコーの闘いの共闘会議をやっている。解雇は絶対に許せない」と発言。北部ユニオン・コンドルタクシー分会からは「タクシー運転手は正職員といいながら、実際には非正規労働者だ。多くのタクシー運転手は事故を起こしたら辞めてまた別のタクシー会社に移る。しかし、安全がもともと守れない条件のなかで働いていて事故になるのだから、会社に責任がある。会社の責任を追求する闘いが必要だ」との提起があった。

東部ユニオンJR千葉サービス分会は「JRが合理化するとその分の人員が子会社に回ってきて、玉突きで解雇されたりする。こんな理不尽なことはない。JRの身勝手さを許せない。だから闘う」と発言した。

ガサ国賠報告ではユニオン東京合同の三角副委員長から「この間の報告があった権力の弾圧を跳ね返していこう」と呼びかけられた。(ガサ国賠5 労組連絡会の報告は毎月闘華に掲載する。3ページ参照)

沖縄と本土を結ぶ連絡会からは宮里さんが発言。「3年前からこの連絡会をやってきたが、けっして沖縄を応援するとか、支援するということではない。本土において沖縄を闘うこと。再び沖縄を戦地にしない。本土ですべき闘いをしていこう。5月には沖縄県民による大反戦集会がある、その前哨戦としての4・28日比谷野音でまず闘おう」と呼びかけた。

最後に小泉さんがまとめとして2点述べた。

- 1) 合同労組のネットワークを作っていこう。
- 2) さしあたりすぐできることとして各労組・分会のピラを集めて全体に送ること。

これははじめられそうだ。できることから始めよう！ネットワーク作りが動き出した。

ユニオン東京合同のお知らせ

ユニオン東京合同 学習会の開催予定

第15回 (2010年4月)

経営法曹弁護士実例研究その2

日時: 4月16日(金) 19時~21時

会場: 西神田コスモス館

第16回 (2010年5月)

民事裁判実例研究

日時: 5月21日(金) 19時~21時

会場: 西神田コスモス館

第17回 (2010年6月)

経営法曹弁護士実例研究その3

日時・会場: 未定

第18回 (2010年7月)

職場闘争と労働委員会の有機的結合(予定)

日時・会場: 未定

ホームページやブログが、楽しい **

ユニオン東京合同の活動をネット上に報告しています。日頃から見たださっている皆様には感謝いたします。ありがとうございます。

最近では「**教育と探求社**」と検索すると、教育と探求社の会社のサイトのすぐ下に、EDUQ分会のサイトがついてます。

「**副島宏克理事長**」と検索すると、ユニオン東京合同とその他のブログがずらっと、ついています。

また、全日本育成会側の「**伊藤昌毅弁護士**」と検索すると、なんと法律事務所のサイトのすぐ下にユニオン東京合同の『伊藤弁護士を懲戒請求しています』と理由などがしっかりついています。

皆様も、是非チェックしてみてくださいね。

普天間基地即時閉鎖 辺野古新基地阻止

沖縄 - 本土の怒りで民主党政権打ち倒そう！ 4・28 沖縄デー集会

4月28日(水)午後6時30分

東京・日比谷野外音楽堂



主催 / 4・28 集会実行委員会

集会後、デモ行進を行います

一切の移転案反対 沖縄からすべての基地を撤去しよう！

イラク・アフガン戦争反対 日米安保をうち砕こう！

改憲国民投票法施行阻止 裁判員制度廃止 改憲をぶっ止めよう！

国鉄 1047 名解雇撤回 外注化・非正規職化絶対反対 闘う労働運動をよみがえらせよう！

労働者民衆の国際連帯で、排外主義と対決しよう！

組合活動日誌			
月	日	曜日	活動内容
3	12	金	郵政銀座局「だんけつ」集会
	19	金	学習会「派遣切りを合法化する労政審答申」
	20	土	ワーカーズアクションイラク反戦集会
	24	水	育成会分会評議員会情宣
	28	日	三里塚現地闘争
	29	月	動労千葉ガサ国賠期日
	30	火	教育と探求社労働審判第1回期日 ガサ国賠5合同労組会議
4	1	木	ブリタニカ分会団交
	3	金	合同・一般労組首都圏集会
	4	日	東京労組交流センター総会 四役会議
	5	月	定期執行委員会
	7	水	育成会分会社前情宣 明大生協労組入学生情宣
	10	土	中野洋顧問しのぶ会 労組交流センター全国女性部総会
今後の活動予定			
4	11	日	労組交流センター全国女性部総会
	12	月	動労千葉ガサ国賠期日
	14	水	教育と探求社労働審判第2回期日
	16	金	学習会「経営法曹弁護士実例研究その2」
	20	火	品川臨職・ス労自主春闘統一行動
	22	木	ブリタニカ分会民事裁判控訴審
	24	土	時効廃止・延長問題学習会
	25	日	尼崎事故弾劾全国総決起集会
	26	月	ガサ国賠5合同労組会議
	28	水	4・28 沖縄デー集会
	29	木	四役会議
5	2	日	教育と探求社分会集中討論
	7	金	定期執行委員会
	18	火	裁判員法制度にとどめを！全国集会
	21	金	学習会「民事裁判実例研究」

【 編集後記 】

弁護士懲戒問題がなければ日弁連会長選挙で高山弁護士が当選していた可能性もなくはないので、弁護士を懲戒請求するについては、微妙な感覚もある。しかし、資本や悪と闘う弁護士だけが懲戒請求されて、やくざまがいの経営法曹弁護士連中が懲戒請求されてもいないということになるのも「チガウ」だろう。ユニオン東京合同とその組合員は、必要に応じ、弁護士に課せられた正義と人権を守ろうとしない輩については懲戒請求することもある。一例としては、昨年3月16日に委員長名で請求した、第一東京弁護士会所属伊藤昌毅弁護士に対する懲戒の件。これは、今年2月4日に結論が出された。しかし、この決定の書類を眺めていて、この眼を疑った。児島正城組合員が労災被災している病名が「腰椎症」??? どこからそんな言葉をひねり出しているのか。改めて関係書類を読み直したが、その結論は「どこにもない」。第一東京弁護士会(と、その綱紀委員会)は同僚弁護士をかばうのに病名の捏造までするのだろうか??? この綱紀委員会の委員長も、いやこんな病名捏造弁護士こそ、懲戒がふさわしいと思うのは私だけだろうか。